

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月29日

（名 称）滝川市地域公共交通活性化協議会
（代表者名）会長 中 島 純 一

生活交通確保維持改善計画の名称
令和5年度滝川市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>滝川市は、北海道中空知地域の中心都市として、さらには周辺市町を含む交通の拠点として機能しており、特に路線バスは滝川市内、周辺市町住民の通勤・通学・通院・買い物等の足として重要な役割を果たしてきた。</p> <p>しかし、路線バスの利用者数は、人口減少、自家用車の利用により年々減少し、効率的な運行が難しい状況にあるなど、今後路線バスの維持が困難となることが予想される。</p> <p>こうした状況下において、特に滝川市内線は、市内移動の基幹的な役割を果たすとともに周辺市町と滝川市を結ぶ広域路線に接続する重要な位置づけにある。今後さらに高齢化が進む中で、高齢者など交通弱者にとっての生活利便性を向上させ、広域的な交通接続による地域の活性化の実現、さらには、コンパクトタウン構想の推進を図るため、滝川市内線の確保・維持が必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>年間の利用者数 161,000 人以上とする。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、目標値は現状維持として設定しているが（令和3年度利用者数 160,980 人）、市広報紙への記事掲載やマスコットキャラクターの活用により利用促進を図る。</p>
（2）事業の効果
<p>市内移動の基幹的な公共交通を確保することで高齢者など交通弱者にとって生活利便性が向上するとともに、地域間幹線系統に接続するフィーダー系統として、人の流動を促進し地域の活性化につながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>（1）路線バスの乗り方や運行経路を記載した「滝川市バスマップ」の配布</p> <p>（2）小学生等を対象としたバスの乗り方教室の実施</p> <p>（3）バスの利用者が中心商店街の取扱店や各種イベントへ持参するとサービスを受けられる「バス乗車トクトクサービスカード」の車内配布</p> <p>（4）地域公共交通マスコットキャラクター活用によるバスの利用促進事業の実施</p> <p>（5）協議会における利用促進策の検討</p> <p>※（2）は新型コロナウイルス感染症 拡大の影響を考慮し、開催の有無を判断する。</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
（表1）を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を滝川市とバス事業者双方で負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
北海道中央バス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
(表5)を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
21. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年1月30日の協議会において、生活交通ネットワーク計画の策定について了承し運送予定事業者の選定を行った。 ・平成24年3月1日の協議会において、生活交通ネットワーク計画を承認済 ・平成25年6月10日開催の協議会において、生活交通ネットワーク計画を承認済 ・平成26年5月28日開催の協議会において、生活交通ネットワーク計画を承認済 ・平成27年6月8日開催の協議会において、生活交通確保維持改善計画を承認済 ・平成28年6月1日開催の協議会において、生活交通確保維持改善計画を承認済 ・平成29年6月6日開催の協議会において、生活交通確保維持改善計画を承認済 ・平成30年3月27日協議会書面会議において、生活交通確保維持改善計画（変更）を承認済 ・平成30年6月11日開催の協議会において、生活交通確保維持改善計画を承認済 ・令和元年6月11日開催の協議会において、生活交通確保維持改善計画を承認済 ・令和2年7月10日協議会書面会議において、生活交通確保維持改善計画を承認済 ・令和2年11月20日協議会書面会議において、生活交通確保維持改善計画（変更）を承認済 ・令和3年6月23日協議会書面会議において、生活交通確保維持改善計画を承認済 ・令和3年10月22日開催の協議会において、生活交通確保維持改善計画（変更）を承認済 ・令和4年6月24日開催の協議会において、生活交通確保維持改善計画を承認済
22. 利用者等の意見の反映状況
滝川市地域公共交通活性化協議会の構成員として市民及び利用者代表の参画を得ている。
23. 協議会メンバーの構成員
委員名簿添付（令和4年6月24日現在）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）滝川市大町1丁目2番15号

（所 属）滝川市地域公共交通活性化協議会

（滝川市総務部企画課企画政策係）

滝川市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

令和4年6月24日現在

	区 分	所 属	役 職	備 考
1	学識経験者	札幌大学	名誉教授	
2	地域公共交通の 利用者等	滝川市町内会連合会連絡協議会	会長	
3			幸町第4区町内会長	
4		滝川市老人クラブ連合会	会長	
5		滝川商工会議所	副会頭	
6		滝川市商店街振興組合連合会	専務理事	
7		一般社団法人たきかわ観光協会	事務局長	監査員
8		國學院大學北海道短期大学部	事務局長	監査員
9		滝の川地域の振興をはかる会	会長	
10		滝川消費者協会	会長	
11		北門信用金庫	常勤理事	
12		公共交通事業者	北海道中央バス(株)滝川営業所	所長
13	空知中央バス(株)		代表取締役社長	一般乗合旅客自動車運送業者
14			業務主任	一般乗合旅客自動車運送業者
15	空知地区ハイヤー協会(滝川地区)		副会長	一般乗用旅客自動車運送業者
16			北星三星交通(株) 代表取締役副社長	一般乗合旅客自動車運送業者
17	(株)空知自動車学園		代表取締役社長	
18	関係機関	北海道運輸局札幌運輸支局	首席運輸企画専門官	
19		北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所	所長	道路管理者
20		空知総合振興局地域創生部	地域政策課長	
21		空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所	次長	道路管理者
22		滝川警察署	交通課長	
23	市	滝川市	副市長	会長
24		滝川市総務部	部長	
25		滝川市市民生活部	部長	
26		滝川市保健福祉部	部長	
27		滝川市産業振興部	部長	
28		滝川市建設部	部長	道路管理者
29		滝川市教育委員会教育部	部長	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
滝川市	北海道中央バス(株)	(1) 滝川市内線 (東町先廻)	滝川駅前		滝川駅前	(循環) 13.6km	364日	3,752.0回		路線定期運行	①	滝深線や滝川美唄線、滝新線などの地域間幹線系統と滝川駅前のほかNTT前停留所などの停留所とのダイヤ接続(乗継に適したダイヤ設定)	③
		(2) 滝川市内線 西町先廻	滝川駅前		滝川駅前	(循環) 13.6km	364日	3,268.0回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	滝川市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	10,875
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度